

# 京都市立安祥寺中学校

## 令和7年度 部活動のきまり

### 1. 目的

本校における部活動は、学校教育の一環として行われ、単に技能の向上だけでなく、体力向上や健康増進、自主性・協調性・連帯感などの涵養、自己肯定感の高まりやキャリア・人間関係の形成など、生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現のために多様な意義や効果をもたらすことが期待される。

### 2. 組織

- ①部は入部を希望する生徒と顧問の先生によって構成される。
- ②部員の中から必ず代表者（部長）を1名選ぶ。
- ③活動は全て顧問の先生の指導のもとに行い、部員以外の活動を認めない。

### 3. 入退部

- ①入部は、年度当初に入部届を顧問に提出し、認められた人のみを認める。
- ②退部は、顧問・保護者・学級担任との話し合いで決定し、退部届を顧問に提出する。
- ③部の活動にそぐわない活動状況の時は、退部しなければならないことも有り得る。

### 4. 新設及び廃止

部の新設及び廃止は、顧問の有無・活動場所・部員数等、学校全体の諸事情を考慮し、職員会議で決定する。(承認をされた場合でも1年間は同好会としてスタートする)

### 5. 活動日及び活動時間

- ①活動は次の(1)～(5)を除く1年間とする。
  - (1)学校行事日（入学式、卒業式、校外学習、合唱コンクール、体育大会などの日）
  - (2)長期休業期間中において、職員会議で決定された期間
  - (3)定期テスト1週間前から終了時まで
  - (4)その他、職員会議で決定された時
- (5)毎週水曜日の会議日（職員会議・研修会・学年会・その他の会議）**

②活動時間及び完全下校時刻は、原則として次の通り定める。

通年	活動終了時刻	完全下校時刻
	午後4時40分	午後4時55分

※1日あたりの活動時間は、平日の場合は2時間以内、休日の活動は3時間以内とする。

※公式戦前の延長部活動は行わない。

※休日の場合、午後4時40分活動終了、午後4時55分完全下校とする。

③長期休業期間中の活動については別に定める。

## 6. 活動の年間計画及び月間計画の提示

- 各部においては、年間計画及び月間計画を生徒及び保護者に知らせること。
- 上記の資料を、所定の場所に保管することとする。

## 7. 適切な休養日の設定

- 学期中においては、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日に1日毎水曜日、土日に1日)
- 長期休業期間中においても学期中に準じて休養日を設定する。

## 8. 下校

- 部長が中心となり、活動終了時刻に活動を止め、後片付け・更衣等を済ませて、完全下校時刻迄に必ず下校する。(※ミーティングも含む)
- 顧問がその日の部活動につけない場合(校内にいない)などは、時間に縛られることなく生徒を帰すこととする。

## 9. その他

- 体育系・文化系部活動については、別に申し合わせ事項を設ける。(各部のきまりなど)
- 各部で必要に応じて部費を集金しても良い。ただし部費徴収や遠征などで集めたお金、決算報告・会計報告などについては、管理職の確認を必要とする。
- この部活動規定に違反した場合は、職員会議等で協議し、今後の活動についての方向を決定する。
- 部活動のきまりについては、京都市教育委員会から提示されているガイドラインに準ずる。

## 体育系部活動の申し合わせ事項

### 1. 活動場所

- ・グラウンド・体育館・第2グラウンド・北校舎内・西校舎内とする。ただし、校舎内を使用する場合は顧問付添のもと活動すること。
- ・西校舎の周りをランニングすることは、安全上（地域の方も通行されている）不可とする。
- ・中庭での活動は、大会運営などの例外を除き原則行わない。

### 2. 割り当て

- ・年度当初（又は適宜）に、部活動係を中心に決定する。決定後、各顧問で調整は可。

### 3. 服装等

- ・体育時の服装及び、公式戦のユニホームを原則とする。部で認められたTシャツ、ウインドブレーカー等の着用は可。（登下校時の防寒着の着用も可）
- ・一旦下校後の再登校時、下校時に関しても上記の内容に準じても良い。

### 4. 更衣場所

- ・体育館更衣室、部集会教室を原則とするが、各部で荷物等の管理上、適当な場所があれば利用しても良い。

### 5. 昼 食

- ・午前授業で昼食がない時や部活動顧問の指示がある場合、昼食は弁当を持って来るか、パン等を購入して登校する。（午前授業や休日の部活動のために昼食をとる場合、登校後に買いに出ることは厳禁）
- ・昼食場所は部集会教室を原則とするが、適当な場所があれば利用しても良い。ゴミ等の後始末は各自で責任を持って行う。

### 6・その他

- ・完全下校の時間を守れない場合や、上記の申し合わせを守れない場合は、部活動停止の措置をとることもある。